

# 特定生産緑地制度に関する説明会

～次第～

1. 開会の挨拶
2. 制度の説明
3. 質疑応答
4. 閉会

日時：令和2年2月14日（金） 午後7時～ 大阪狭山市 都市整備部 都市計画グループ  
2月15日（土） 午前10時～  
2月16日（日） 午前10時～  
会場：市役所庁舎 南館2階 講堂

# 説明内容

■ 生産緑地制度について

■ 特定生産緑地制度について

■ 申請手続きについて

# 生産緑地とは

- 都市（市街化区域）にある農地等を、**生産緑地地区**に指定し、農地等を計画的に保全することで、良好な環境の形成を目的とした都市計画上の制度。
- 大阪狭山市内にある生産緑地は、**平成4年11月30日**に最初の指定をしています。

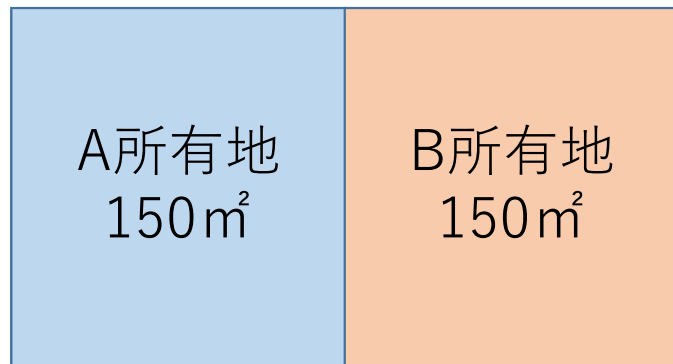
## 生産緑地の指定要件

- 一団地の面積が500㎡以上。  
※平成30年12月に条例により300㎡以上に面積要件を引き下げています。
- 当該地において、農林漁業などの生産活動が営まれていること。
- 指定には、所有者等、関係する権利者全員の同意が必要。

# 生産緑地の面積要件について

○ 1 団地の面積が300m<sup>2</sup>以上とは？

隣接する複数の土地を合わせて300m<sup>2</sup>以上で指定できる。



一団で合計300m<sup>2</sup>以上



面積要件 O K



C所有地でA所有地とB所有地が分断



一団で合計300m<sup>2</sup>を満たしておらず、  
面積要件 N G

# 生産緑地に指定すると

## 生産緑地指定のメリット

- 固定資産税の優遇措置を受け  
ることが可能（農地評価・農  
地課税）
- 相続税の納税猶予を受け  
ることが可能。

## 生産緑地地区内の制限

- 農地等として維持、管理の義務が発生
- 建築等の行為制限  
(営農に関する行為は可能な場合あり)
- 以下の要件がなければ、生産緑地解除の  
手続き（買取り申出）ができない。
  - ・指定から30年の経過
  - ・農業従事者の死亡又は故障により  
営農が困難となった場合。

# 説明内容

■生産緑地制度について

■特定生産緑地制度について

■申請手続きについて

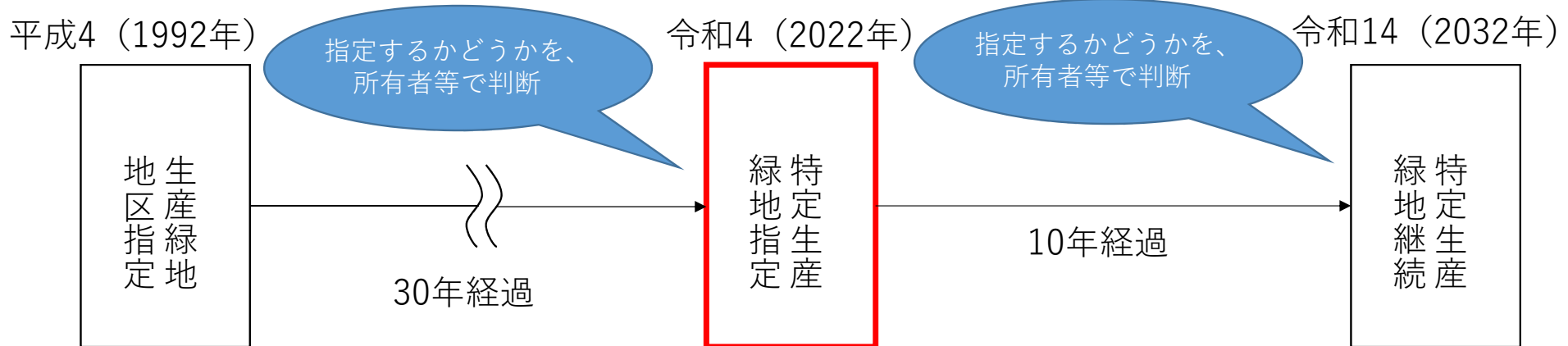
# 特定生産緑地とは

- 生産緑地の指定から30年経過後においても、都市農地の計画的な保全を図るために、新たに創設された制度。
- 所有者等の意向を基に、権利者全員の同意を得て、市が特定生産緑地を指定することができる。
- 特定生産緑地に指定しないまま、生産緑地の指定から30年を経過すると、以後、特定生産緑地に指定することはできない。
- 平成4年11月30日に指定された生産緑地は、令和4年11月30日に指定から30年経過することになる。



# 特定生産緑地の税制度と制限

- 基本的には生産緑地と同様。（スライドNo.6、資料P.3）
- 特定生産緑地の指定から、**10年後は更新**が可能。
- 10年後、更新しない場合は、いつでも生産緑地解除の手続き（買取り申出）が可能。



	建築制限 営農義務	生産緑地の解除の手続き (買取申出) の条件	固定資産税等の 優遇(農地課税)	相続税の優遇 (納税猶予)
現在の 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地指定から <b>30年経過後</b></li> <li>農業従事者が<b>死亡</b>又は <b>故障</b>により営農が 困難となった場合</li> </ul>	あり	あり
特定生産緑地に 指定した 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定生産緑地指定から <b>10年経過後</b></li> <li>農業従事者が<b>死亡</b>又は <b>故障</b>により営農が 困難となった場合</li> </ul>	あり	あり
特定生産緑地に 指定しない 生産緑地	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間で 段階的に<b>宅地 並み課税</b>に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の相続に おける<b>納税猶予 なし</b></li> </ul>

# 説明内容

■ 生産緑地制度について

■ 特定生産緑地制度について

■ 申請手続きについて

# 申請手続きについて

○平成4年11月30日に指定された生産緑地所有者の方へ

**令和2年4月1日から特定生産緑地指定の申込み受付を開始**いたしますので、市から送付された書類を確認していただき、**指定を希望する、指定を希望しないについて十分ご検討いただき、どちらの場合も**必要書類を提出していただきます様、よろしく願いいたします。

## 【市からの送付書類】

- ① 生産緑地の申出基準日到来及び特定生産緑地の指定に関する  
申し込みのお知らせ
- ② 特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1）
- ③ 特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1の記入例）
- ④ 特定生産緑地の指定について（様式2）
- ⑤ 委任状
- ⑥ 特定生産緑地制度の概要パンフレット
- ⑦ 特定生産緑地制度に関する説明会のお知らせ

# 特定生産緑地に指定を 希望する場合の必要書類

平成4年11月30日に指定している生産緑地の場合、  
**令和2年4月1日～令和4年5月31日**までに下記書類を必ず提出してください。

## ①特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1）

※一筆でも指定の意向がある場合は、実印で押印してください。

農地等利害関係人がいる場合は、全員の同意（実印）が必要です。

※納税猶予を受けている場合、税務署の同意は市において、取得いたします。

## ②位置図（1/2,500程度）

## ③土地登記事項証明書（全部事項証明書。発行から3か月以内のもの）

## ④印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの。農地等利害関係人全員分。）

## ⑤特定生産緑地の指定について（様式2）

※一部指定の場合は、指定部分を示した地積測量図等が必要です。

# 特定生産緑地の指定を 希望しない場合の必要書類

平成4年11月30日に指定している生産緑地の場合、

**令和2年2月1日～令和4年5月31日**までに下記書類を必ず提出してください。

## ①特定生産緑地指定に係る意向確認書（様式1）

（所有する土地全筆指定しない場合は認印で可。）

## ②位置図（1/2,500程度）

## ③当該地と申出者との権利関係を確認できる書類

（土地登記事項証明書、固定資産税の納税通知書等）

※生産緑地の解除をお考えの方は、指定から30年経過後、買取り申出の手続きを行ってください。

# 相談窓口について（市役所）

- 生産緑地及び特定生産緑地の制度、建築行為等の制限について  
**大阪狭山市 都市整備部 都市計画グループ（市役所 2階）**

- 農業従事者の証明等について  
**大阪狭山市 総合行政委員会事務局（市役所 3階）**

- 固定資産税の評価及び課税等について。  
**大阪狭山市 総務部 税務グループ（市役所 1階）**

※お問い合わせの際は、お手元に納税通知書をご準備  
ください。

〒589-8501

大阪狭山市

狭山一丁目2384-1

TEL：072-366-0011

FAX：072-367-1254

## 相談窓口について（法務局）

- 登記事項証明書、地積測量図等の発行、相続登記等について  
**大阪法務局 堺支局** ※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒590-8560

堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎

TEL：072-221-2756

- 登記事項証明書、地積測量図等の発行について  
**大阪法務局 富田林支局** ※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒584-0036

富田林市甲田一丁目7番2号

TEL：0721-23-2432



# 相談窓口について（税務署）

- 相続税の納税猶予について

**大阪国税局 富田林税務署**

※ご相談の際は、事前に予約が必要です。

〒584-8501

富田林市若松町西二丁目1697番地1

TEL：0721-24-3281

ご清聴ありがとうございました。